

居宅介護支援事業所おあしす 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社オアシスが開設する居宅介護支援事業所おあしす（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 当事業所は、利用者が要支援・要介護状態になった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

二 当事業所は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定の事業者に偏ることのないよう公平かつ中立に実施する。

三 当事業所は、市町、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域包括支援センターとの連携に努める。

(事務所の名称、所在地)

第3条 事務所の名称は 居宅介護支援事業所おあしす と称する。

二 事務所の所在地は 福井県小浜市雲浜1丁目8番8号 に置く。

(従事者の職種・員数及び職務内容)

第4条 当事業所は次のとおり管理者を設置する

- 1 管理者 1名（常勤兼務）
- 2 管理者は従業者及び利用の申込みに係る調整など業務の管理を一元的に行い、また必要な指揮命令を行う。

二 当事業所は次のとおり介護支援専門員を設置する

- 1 介護支援専門員 1名以上（常勤兼務1名）
- 2 介護支援専門員は利用者からの相談を受ける。
- 3 介護支援専門員は居宅サービスの作成、変更を行う。
- 4 介護支援専門員は居宅サービス計画に基づくサービス提供にかかる連絡調整を行う。

(営業日及び時間)

第5条 営業日および営業時間は次の通りとする。

- 1 営業日は月曜日から金曜日までとする。
(ただし祝日および8月14日～8月15日、12月30日～1月3日を除く)
- 2 営業時間は通常時間として、8時30分から17時30分とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 1 利用者の相談を受ける場所は当事業所の相談室とする
- 2 使用する課題分析票の種類は、居宅サービス計画ガイドライン方式等、利用者に応じた方式で課題分析票を用いる。

- 3 サービス担当者会議の開催場所は当事務所の事務室とする
- 4 少なくとも月に1回は利用者の居宅を訪問して、利用者の状態、居宅サービスの実施状況等の確認を行うとともに、1月に1回はモニタリングの結果を記録する。

(利用料)

第7条 利用料は介護報酬の告示上の額とする。

(その他費用の額)

第8条 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、実施地域の境界から、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- 1 通常の事業の実施地域の境界から1kmあたり50円
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は下記のとおりとする
小浜市全域 若狭町(旧上中地区)

(研修の確保)

第10条 介護支援専門員等の資質を図るために研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 2 継続研修 年2回

(秘密の保持)

第11条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

二 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情・ハラスメント処理)

第12条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービスに位置づけた指定居宅サービス等(第4項において「指定居宅介護支援」という。)に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずる

(虐待防止に関する事項)

第13条 1 事業所は利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市に通報する者とする。

(事業継続計画)

第14条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務改善計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第15条 感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他)

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社オアシスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- | | |
|------------------------------|---|
| この規程は、平成17年9月1日から施行する。 | 0 |
| この規程は、平成18年9月16日から施行する。 | |
| この規程は、平成19年1月1日から施行する。 | |
| この規程は、平成20年3月1日から施行する。 | |
| この規程は、平成20年4月1日から施行する。 | |
| この規程は、平成20年10月1日から施行する。 | |
| この規程は、平成24年8月1日から施行する。 | |
| この規程は、平成24年10月1日から施行する。 | |
| この規定は、平成26年8月16日から施行する。 | |
| この規定は、令和元年10月1日から施行する | |
| この規定は、令和5年8月1日から施行する。 | |
| この規程は、令和7年9月1日から施行する。 | |